

○津南町結婚新生活支援事業補助金交付要綱

令和 7 年 7 月 1 日

告示第108号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、結婚を希望する独身男女の結婚に伴う経済的不安を軽減し、結婚への希望を叶えるため、新婚世帯が住宅を取得し、若しくは賃借し、又は引越しを行う経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、津南町補助金等交付規則（昭和31年規則第10号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、該当各号に定めるところによる。

(1) 新婚世帯 補助金の申請日の属する年度の前年度の 1 月 1 日から当該申請年度の 2 月末日までに婚姻届を提出し、受理された世帯をいう。ただし、同一人同士が再婚した場合を除く。

(2) 住居費 結婚を機に新たに住宅を購入（婚姻日より前に購入した住宅にあっては、婚姻日から起算して過去 1 年以内の購入に限る。）し、又は賃借する際に要した費用のうち、物件の購入費、賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、次に該当する住宅を除くとともに、賃料について勤務先から住宅手当が支給されているときは、住宅手当分に相当する費用を除くものとする。

ア 社宅、官舎又は寮等の事業主から貸与を受けた住宅

イ 補助金の交付を受けようとする新婚世帯のいずれかが津南町U・Iターン住宅取得補助金交付要綱（令和 4 年津南町告示第162号）に規定する補助金を受け、現に取得した住宅

ウ その他町長が適当でないと認める住宅

(3) 住宅改修費 結婚を機に新たに住宅を改修（婚姻日より前に改修した住宅にあっては、婚姻日から起算して過去 1 年以内の改修に限る。）する際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用をいう。ただし、次に該当する費用を

除くものとする。

ア 倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用

イ エアコン、洗濯機等の家電の購入又は設置に係る費用

ウ 補助金の交付を受けようとする新婚世帯のいずれかが津南町空き家改修事業補助金交付要綱（平成29年津南町告示第96号）に規定する補助金を受け、現に改修を行った住宅

エ その他町長が適当でないと認める住宅

(4) 引越し費用 引越し業者又は運送業者への支払その他の引越しに係る実費をいう。

(5) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体から学生の修学、生活等のために貸与された資金をいう。

(6) 津南町U・Iターン住宅取得補助金 津南町U・Iターン住宅取得補助金交付要綱で定める補助金をいう。

(7) 津南町空き家改修事業補助金 津南町空き家改修事業補助金交付要綱で定める補助金をいう。

(8) UIターン促進奨学金等返還支援補助金 津南町UIターン促進奨学金等返還支援事業補助金交付要綱（令和8年津南町教育委員会告示第1号）で定める補助金をいう。

（補助対象世帯）

第3条 補助金の交付の対象となる新婚世帯（以下「補助対象世帯」という。）は、第1号から第7号のいずれにも該当する世帯又は第8号に該当する世帯とする。

(1) 第5条第1項の規定により申請をした日（以下「申請日」という。）において、新婚世帯に属する夫及び妻（以下「夫婦」という。）が町内に住所を有し、婚姻後に5年を超えて町内に居住する意思があること。

(2) 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること。

(3) 申請日の属する年度の前年分の夫婦の所得合計額（所得税法（昭和40年法律第33号）第22条第2項に規定する総所得金額をいう。以下同じ。）が500万円未満であること。ただし、夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金の

返済を現に行っている場合にあっては、申請日の属する年度の前年分の夫婦の所得合計額から申請日の属する年度の前年における貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額を、申請日の属する年度の前年分の夫婦の所得合計額とみなすことができる。ただし、津南町UIターン促進奨学金等返還支援事業補助金交付要綱に規定する補助金を受けた場合は、その金額を除した年間返済額を控除するものとする。

- (4) 過去にこの要綱による補助金又は他市町村において同様の補助金の交付を受けたことがないこと。
- (5) 夫婦が津南町の町税等を滞納していないこと。
- (6) 津南町U・Iターン住宅取得補助金及び津南町空き家改修事業補助金において住宅取得又は住宅改修の補助金を受けていないこと。
- (7) 次に掲げるいずれかの講座等を交付決定年度内に夫婦ともに受講すること。

ア ライフデザイン支援講座（乳幼児とふれあう体験や子育て世帯との意見交換含む。）

イ プレコンセプションケアに関する講座

ウ 医療機関への妊娠・出産に係る相談

エ 共家事・子育て口座（男性の家事・育児参画のための口座含む。）

- (8) 前年度にこの要綱による補助金の交付を受けた世帯で、その受給額が、1世帯当たりの限度額に達しなかった世帯

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、住居費、住宅改修費及び引越し費用を合算した額（以下「補助対象費用」という。）とし、1世帯当たり下表の区分に応じて、それぞれ右欄に定める額を限度とする。ただし、前条第6号に規定する世帯は、前年度の1世帯当たりの限度額から前年度執行予算による受給額を差し引いて得た額を限度とする。

夫婦の年齢	限度額
夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の世帯	60万円
上記以外の世帯	30万円

- 2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 補助対象費用の支払期間（以下「補助対象期間」という。）は、申請日の属する年度の4月1日から当該申請年度の2月末日までとする。

4 前条の規定にかかわらず、前条に規定する補助対象世帯に該当しなくなった場合は、当該事由が発生した日の属する月までを補助対象期間とする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする新婚世帯の代表者（以下「申請者」という。）は、津南町結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、申請日の属する年度の7月1日から当該申請年度の2月末日までに、町長に提出しなければならない。ただし、第3条第8号の世帯に属する者にあつては、前年度に提出する書類により必要事項が確認できると町長が認める書類については、添付を省略することができる。

(1) 戸籍謄本の写し

(2) 住民票の写し

(3) 夫婦の所得証明書（申請日の属する年度の前年分の所得に係るもの）

(4) 夫婦の町税に係る納税証明書等の市区町村税の滞納がないことを証明するもの（前年分の納税証明書が他市区町村で発行される場合は、当該市区町村で発行されるもの）

(5) 住宅の売買、又は工事請負契約書及び領収書の写し（住居を取得した場合に限る。）

(6) 住宅の賃貸借契約書及び領収書の写し（住居を賃借した場合に限る。）

(7) 請書又は工事請負契約書及び領収書の写し（住居を改修した場合に限る。）

(8) 婚姻に伴う引越しに係る領収証の写し（引越し費用に限る。）

(9) その他町長が必要と認める書類

2 第3条第3号ただし書に該当するものは、前項に定める書類のほか、申請日の属する年度の前年における貸与型奨学金の年間返済額を証する書類を添付しなければならない。

（交付決定）

第6条 町長は、前条の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、津南町結婚新生活支援事業補助金交付決定

通知書（様式第2号）により速やかに申請者に通知するものとする。

（申請事項の変更と承認）

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、その申請事項に変更が生じたときは、速やかに津南町結婚新生活支援事業補助金変更交付申請書（様式第3号）に第5条第1項に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、津南町結婚新生活支援事業補助金変更交付決定通知（様式第4号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第8条 交付決定者は、第6条又は前条第2項の規定による通知を受けたときは、津南町結婚新生活支援事業補助金交付請求書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求の内容が適当であると認めたときは、交付決定者に補助金を交付するものとする。

（次年度に補助金の交付を受ける者の資格認定申請）

第9条 補助対象期間内に補助対象費用が発生せず、第5条に規定する交付申請を行うことが困難な者は、津南町結婚新生活支援事業補助金資格認定申請書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、申請日の属する年度の7月1日から当該申請年度の3月31日までに、町長に申請しなければならない。

(1) 戸籍謄本の写し

(2) 住民票の写し

(3) 夫婦の所得証明書（申請日の属する年度の前年分の所得に係るもの）

(4) 夫婦の町税に係る納税証明書等の市区町村税の滞納がないことを証明するもの（前年分の納税証明書が他市区町村で発行される場合は、当該市区町村で発行されるもの）

(5) その他町長が必要と認める書類

2 第3条第3号ただし書に該当するものは、前項に規定する書類のほか、申請日の属する年度の前年における貸与型奨学金の年間返済額を証する書類を添付しなければならない。

(次年度に補助金の交付を受ける者の資格認定)

第10条 町長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、津南町結婚新生活支援事業補助金資格認定通知書(様式第7号)により、申請者に通知するものとする。

(状況の調査)

第11条 町長は、必要があると認めたときは、交付決定者に対して報告を求め、又は調査を行うことができる。

(補助金の返還等)

第12条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) その他町長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消し、又は交付した補助金の返還を命ずるときは、下表の区分に応じて、それぞれ右欄に定める額について期限を定めて当該交付決定者に対して返還を請求するものとする。

補助金交付要件を満たしていた期間	返還を求める額
3年以内	交付決定額の100分の100
3年超5年以内	〃 100分の75

3 前項の規定により補助金の返還命令を受けた交付決定者は、指定された期日までに補助金を返還しなければならない。

(返還の免除等)

第13条 町長は、前条の規定にかかわらず、特に必要と認めたときは補助金の返還を免除し、又は返還を猶予することができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。